5. 仕事中事ガ元デ破損ヲ時ハ一日ノ罰金ヲ取消ノ事。
6. 日没十時迄就業ヲ一割増ノ事。
7. 蓑笠会社ヲ負担ヲ事。
8. 仕事場ニ於テ人夫負傷ノ際ハ入院セシメル事。

会社側ニ於テハ狼狽シ納屋頭ヲ呂弥シ要求条件ニ付協議シ
左記条件ニテ廿一日無事解決セリ。

1. トル十五名迄ハ従前通リ十六名ヨリ廿名迄ハ一名ニ付二戔増廿一
名迄ハ一名ニ付三戔増トス。
2. 会社ニ現ニアルモノヲ会社ト連帯責任トシテ各物屋ニ分ケ與
フ但シ
(イ). 証書ヲ入レル事。
(ル). 以来道具ノ紛失又ハ必要ニ依ツテ廿一ナルモノニ対シテハ納屋頭
ニ於テ補充スル事。

(ハ). 破損ニ対シテハ会社ヲ無償修理ヲ事ト而シテ一納屋ニ付
一箱十円宛支給ス。
3. 前題ニ合シ（要求ト合シトヨリ意ナル一シ）
4. 大ノ車体ノ破損ハ会社ヲ破損セ共様充分修理ヲ為シ
従来ノ無償或ハ罰金等ハ撤廃スル事
5. 前項ニ合シ
6. 第限。
7. 前題(二)項ニ合シ
8. 会社ニ於テ従来必要ト限ル場合ハ負傷人夫ヲ入院セシメ元
ル事ヲ以テ従来通リ医師ノ診断ニ依ツテトシ此際本
項ハ問題ナラズトシテ撤回。

⑨. 北海蓑笠株式会社宛地方ニ於テ（七ノ五ー七ノ六）